

座光寺地域防災計画

22.4.28 制定、最終改定 3.5

令和3年度改正

目次

○座光寺地域防災計画の構成	・・・	P 2
地震災害対策編		
○地震災害対策編の構成	・・・	P 3
○行動計画(地震災害対策編)	・・・	P 4
○マニュアル・具体計画		
2時間以内の安全確認マニュアル	・・・	P 7
座光寺地域災害対策本部運営マニュアル	・・・	P 10
避難所設置運営マニュアル	・・・	P 13
防災倉庫配置・備品備蓄計画	・・・	P 15
防災訓練計画	・・・	P 18
豪雨災害対策編		
○豪雨災害対策編の構成	・・・	P 19
○行動計画(豪雨災害対策編)	・・・	P 20

座光寺地域防災計画の構成

目的 / 地域自立型防災体制の確立

座光寺地域防災計画

地震災害対策編

豪雨災害対策編

実施・反映
見直し

防災訓練

座光寺地域基本構想・基本計画
あなたも私も暮らしやすい！
自然・歴史・文化・ものづくりが煌く
新舞台「麻績の里 座光寺」の実現

地震災害対策編の構成

目標

地震災害発生後、2時間・2日間の安全を地域の力で確保する。

被害想定

〔飯田市全体の被害想定〕 南海トラフ地震（直下型地震） マグニチュード9.0 震度6強
 ●建物被害 全壊・焼失790棟 半壊6,390棟 ●避難者 震災から2日後15,860人
 ●人的被害 死者50人 負傷者1,280人 重傷者710人
 ○ライフライン（上水道断水人口92,970人 電力停電戸数44,360戸）

<重点課題>

<重点実施項目>

<マニュアル・個別計画>

計画の骨格

機能的な自主防災組織の確立

2時間以内の安全確保

我が身・家族の安全確認
 隣近所での助けあい
 一時避難所での助けあい
 災害対策本部の開設と対応

2時間以内の安全確認マニュアル

座光寺地域災害対策本部運営マニュアル

2日以内の安全確保

飲料水の確保
 避難所の設置・運営

避難所設置運営マニュアル

日ごろの心構え

家屋の耐震構造化の推進
 家具転倒防止対策の強化
 要援護者支援体制の確立
 防災備品の整備・点検
 防災訓練の実施

防災倉庫配置・備品備蓄計画

防災訓練計画

行動計画（地震災害対策編）

2時間・2日間の安全を地域の力で確保するための方針・課題等を明らかにする。
この行動計画は毎年見直しを行い、重点的に実施する項目を明らかにする。

重点項目名	方針(◎)及び取組みの現状(○)	今後の課題(●) ☆印は令和3年度重点実施項目
機能的な自主防災組織の確立	◎災害時に機能する自主防災組織を確立する。 ○H19 班別腕章の整備 ○H20 自主防災組織の見直し ○H21 地域防災アドバイザー(3名)を委嘱 ○H26 飯田市防災計画の見直しによる自主的な体制への構築	●防災計画の策定と合わせた体制の見直し ☆地域防災計画の継続的な見直し (役員会等により継続的・定期的に検討する。)
2時間以内の安全確保		
我が身・家族の安全確認 [家庭での対応]	◎地震発生時、住民が落ち着いて的確な行動を取れるようにする。 ○H20 意識啓発チラシを全戸配布	●非常持出品の整備、消火器の設置等について日常的に確認する。
隣近所での助けあい [組合での対応]	◎隣近所へ声を掛け合い、安否確認できるようにする。 ○防災訓練時に組合での安否情報取りまとめの訓練を実施 ○防災世帯台帳全地区の再整備(令和3.5.1時点)	☆組合単位での安否確認訓練の実施 ☆組合などで日頃から行動を確認 (非常持出品、消火器、家具転倒防止、家屋耐震診断) ☆要援護支援体制の見直し
一時避難所での助けあい [地区での対応]	◎全地区一時避難所の開設者を地区長とする。 ○H28 実施済み	
◇安否確認・情報伝達	(安否確認) ◎地震発生後2時間以内に座光寺地域内の全世帯の安否を確認する。 ○防災世帯台帳の整備(毎年更新) ○H20 から安否確認訓練を実施 (H20 家庭票、H21 安否確認票の活用) ○H21 地域内福祉施設との意見交換会の実施 (情報伝達) ◎災害発生時に住民と本部間の情報交換を出来るようにする。 ○災害用簡易無線の配備(14基)と定期的訓練の実施 組長→地区長→連絡長→(無線)→本部	●組合未加入者の安否確認方法の検討 ●地域内の商店との連携 ●地域内福祉施設との連携 ☆「2時間以内の安全確認マニュアル」の見直し・周知とマニュアルに沿った訓練の実施 ☆安否確認率の基準値の設定 ☆防災世帯台帳の(全地区長)引き継ぎ(令和3.4月)

◇初期消火	◎地震による火災発生時に地域住民の力で初期消火する。 ○H21 防災訓練において消火器の取扱訓練とS Sを活用した訓練を実施 ○自衛消防隊による活動	●消防団経験者の組織化と協力体制 ●消火栓ボックスの計画的設置 ☆地区内で活用できる水利・消火用具の確認と訓練の実施
◇救出・応急手当及び搬送	◎家屋倒壊等による被災者を地域住民の力で救出、手当、搬送する。 ○H16 救出用バールを全地区に配備 ○H19.20 赤十字奉仕団による救急法訓練 ○H21 A E D 取扱訓練	●救出、搬送に必要な備品の整備 ●重機所有者・医療経験者のリストアップと連携
災害対策本部の開設と対応 [地域での対応]	◎災害に対応できる本部体制を整える。 ○防災訓練時に区災害対策本部、地域災害対策本部設置訓練と情報伝達訓練を実施。	☆「座光寺地域災害対策本部運営マニュアル」の見直しと実際の災害を想定した本部運営訓練の実施
災害対応の拠点の機能強化 [地域での対応]	◎災害対策本部・避難所等、災害対応の拠点の機能強化を行う。 ○窓ガラス飛散防止フィルム施工を行い機能の向上を図る。 ○バルーン型投光機を導入し、光源の恒常的な確保を図る。	●情報収集を効率的に行うため、情報機器の導入 ●窓ガラス飛散防止フィルムの施工推進
2日以内の安全確保		
飲料水の確保	◎地震災害発生時に地域住民が必要な飲料水を確保する。 ○座光寺地域内耐震貯水槽(3カ所)	●井戸水所有者のリストアップとマップ化 (水質検査を実施している家庭へ協力依頼する。) ●耐震貯水槽等の位置、規模の確認と活用方策の検討 ●浄水器の導入
避難所の設置・運営	◎地域住民が避難所を設置・運営する。 ○H20 応急避難施設、各地区一時避難所の見直し ○H20 避難所設置マニュアルの策定と防災訓練での実施 ○H20 飯田工業との覚書(避難所使用) ○H20 一時避難所案内看板の設置 ○H21 避難所設置マニュアルの見直しと防災訓練での実施住居スペース、更衣室のキット購入、設置訓練 ○H21 避難所看板の整備(3個) ○赤十字奉仕団による炊き出し訓練の実施 ○R1 エス・バードの応急避難施設指定	●仮設トイレの設置 ●一時避難所の再見直し (地区単位/組合など小さな単位) ●「避難所設置運営マニュアル」の点検と見直し ●指定避難施設と応急避難施設の機能分化

日ごろの心構え		
家屋の耐震構造化の推進	◎地震により家屋が倒壊しないようにする。 ○飯田市補助制度あり(S56以前住宅)	●各地区集会施設の耐震調査への財政支援 ☆各家庭への周知徹底 ☆無料耐震診断の実施 ☆耐震改修の実施(市補助の活用)
家具転倒防止対策の強化	◎地震により家具が転倒しないようにする。 ○H20 要援護世帯等への配布、設置の実施(市補助)	☆各家庭での対策の徹底
要援護者支援体制の確立	◎地震発生時に要援護者が安心・安全に避難できるようにする。 ○H19 要援護者支援リスト作成(毎年見直し) ○H20 災害時助けあいマップ作成、防災訓練活用 ○H21 災害時助けあいマップ見直しと防災訓練活用	☆継続的見直しによる情報の共有と体制の確立
防災備品の整備・点検	◎地域に必要な備品を配備する。 ○防災倉庫の整備 ○防災備品の購入(全体、地区、団体) ○H20～各地区防災備品調査と計画的配備	☆「防災倉庫配置・防災備品備蓄計画」の見直しと計画に沿った整備
防災訓練の実施	◎地震災害発生時に地域及び住民が的確な行動を取れるようにする。 ○本部設置、安否確認、情報伝達訓練 ○全体訓練(区毎の当番制)	☆「防災訓練計画」の見直しと計画に沿った訓練の実施

2時間以内の安全確認マニュアル

初期行動

第一に身の安全を

何よりも大切なのは命！ 地震が起きたら、第一に我が身と家族の安全を確保します。

あわてずに火の始末を

地震の二次災害で怖いのが火災です。あわてず、しっかりと火の始末を！
また揺れが大きいときは無理せず、揺れが収まってから火の始末をします。

火が出たらまず消火を

「火事だ！」と大声で叫び、隣近所に協力を求め初期消火を！
また、炎が天井まで移ったときは手遅れです、無理せず避難します。

地域助けあい活動 ※震度5以上の地震発生時に自主的に次の行動を取ります。

1 ご近所の安全確認・助けあい [組合での対応]

<安否確認>

我が身、家族の安全が確認できたら、隣近所・組合内へ声を掛け合い、安否の確認を行います。
また組合内に火事や要救護者があるときは、力を合わせて次の活動を行います。
組合内だけで対応できないときは、一時避難所、区災害対策本部、座光寺地域災害対策本部へ協力要請します。

<初期消火>

火災は消防署へ通報します。その後、隣近所の方が力を合わせて消火活動を行います。

<救出>

要救護者があるときは、ご近所の力で一時避難所や区災害対策本部に配備してある備品等を使って救出します。

<負傷者の救出・搬送>

①応急措置

- ・ 負傷者がいる場合は、一時避難所や区災害対策本部に配備してある救急用具を使い応急措置を行います。
(手に負えないときは本部へ応援要請)

②病院への搬送

- ・ 応急措置後、一時診療所(須田医院又は小坂クリニック)へ搬送します。※医師の指示により他の病院へ搬送することもあります。

2 住民の力で地区内全世帯の安否確認と応援体制 [地区での対応]

ご近所(組合内)に異常がなければ、次の事項を住民の力で行うために、救助活動が出来る者は、指定された一時避難所へ集合します。

①住民の力で手分けして地区内の全世帯の安否を確認すること。

②火災、負傷者などで困っている他の地区を応援すること。

<安否確認>

- ・ 一時避難所では、組合単位で確認した安否情報を地区単位で取りまとめます。
- ・ 次に未確認者及び組合未加入者の安否を確認します。
組長(不在時は代理の者)は、一時避難所へ集まった方に「AさんBさん(必ず2名一組)、〇〇宅(或いは〇〇アパート)の確認及び報告してください。」と指示します。 = 組長は結果報告を必ず自分に報告するよう指示します。
火災、負傷者を発見したときは、初期消火・救出にあたります。(本部へも報告)
- ・ 地区内全ての安否確認後、各区災害対策本部を經由して座光寺地域災害対策本部へ地区内の安否情報を報告します。

<助けあい応援>

- ・ 自分の地区の安全を確保し安否が確認できたら、他地区の応援等に対応するため、そのまま待機し、区災対本部からの指示を待ちます。

<< 2時間以内安全確認の流れ >>



我が身
家族の安全確認



<火災・負傷があるとき>
隣近所へ助けを求める



ご近所の安全確認・助けあい
[組合での対応]



○組合単位で安否情報を確認する。
<火災・要救助者を発見したとき>
隣近所の力で初期消火、救出・搬送を行う。
本部への情報伝達・応援要請する。
○安全確保・安否確認後、救助活動が出来る者は、一時避難所へ集合し安否情報を報告する。



一時避難所／住民の力で地区内全世帯の安否確認と応援体制 [地区での対応]

組合単位での
安否確認情報集約

未確認者・未加入者の安否確認
一時避難所へ集合した人が手分けして
行う。

地区単位で安否情報を集約し、区災害対策本部へ報告する。

<火災・要救助者を発見したとき>
一時避難所へ避難した人が協力して、初期消火、救出・搬送を行う。
状況を本部への情報伝達・応援要請する。

<地区内の安全確保・安否確認が出来たら>
他地区の応援に対応するため、そのまま待機し、区災害対策本部からの指示を待つ。



各区災害対策本部／区内の安否情報集約 他地区への応援のために待機 [区での対応]
地区からの安否情報を集約し、座光寺地域災害対策本部へ報告する。
地区内の安全確保・安否確認できたら、他地区への応援のために待機し、地域災対本部からの指示を待つ。

目標
2時間以内で実施



座光寺地域災害対策本部運営マニュアル



座光寺地域災害対策本部 飯田市災害対策本部と連携をはかる。
座光寺地域全域の安否情報を集約する。 各区への応援要請を行う。 重機所有者等との連携をはかる。

1 設置場所・構成

(1) 座光寺地域災害対策本部

①設置場所 座光寺公民館

②地域本部員体制

- ◎地域本部長 自治会長
- 地域副本部長 副自治会長 生活安全委員長
- 本部員 【総務情報班】総務文教正副部長（無線担当）
【避難誘導班・安全点検班】生活安全副委員長、
防火防犯正副部長、交通安全部長
【衛生清掃班】環境衛生正副委員長
【避難所設置班】健康福祉正副委員長
【救護生活班】赤十字奉仕団正副分団長
【消火救出班】消防正副分団長、各部長
自治振興センター職員（市役所地区拠点班職員）

③協力員 重機所有者、医療・看護経験者

(2) 区災害対策本部

①設置場所（各区に1箇所設置する）

[1区]宮の前会所 [2区]中河原会所 [3区]恒川清水会所 [4区]万才会所 [5区]原宮崎会所

公民館の鍵の管理

夜間無人時の公民館の開錠は以下へ連絡する。

1. 自治振興センター所長
松村 和広
2. 自治振興センター職員
今村 浩二
3. 市役所公民館開錠担当1 *
今村 絃子
4. 市役所公民館開錠担当2 *
小島 滉平

*市役所公民館開錠担当とは公民館付近に居住する市職員が、地震等発生からセンター職員が参集するまでの間に公民館の施錠及び情報収集体制を整える者

- ②区本部員体制 ◎区本部長 連絡長
 区本部員 副連絡長、自治委員、支部長(生活安全委員会、環境衛生委員会、健康福祉委員会)、日赤班長

2 設置基準(大規模地震発生時)

震度 5 弱以上 座光寺地域災害対策本部員及び各区災害対策本部員は、自動的に設置場所へ集合する。

震度 4 以上 自主防 3 役は自治振興センターへ集合し警戒態勢をとる。

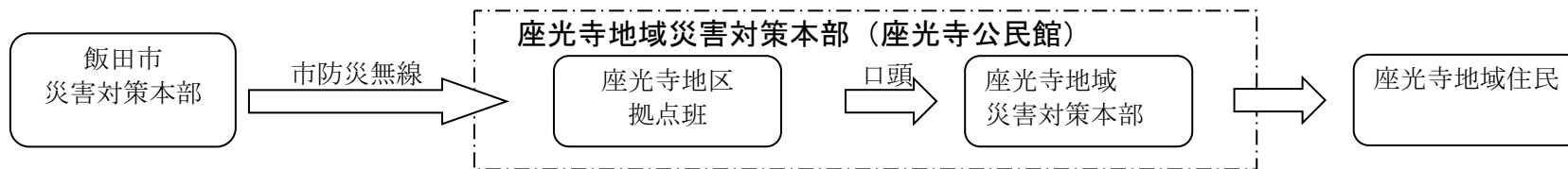
警戒宣言の発令時

座光寺地域災害対策本部員及び各区災害対策本部員は、設置場所へ集合し、「災害警戒本部」を設置する。
 発災により「災害対策本部」へ切り換える。

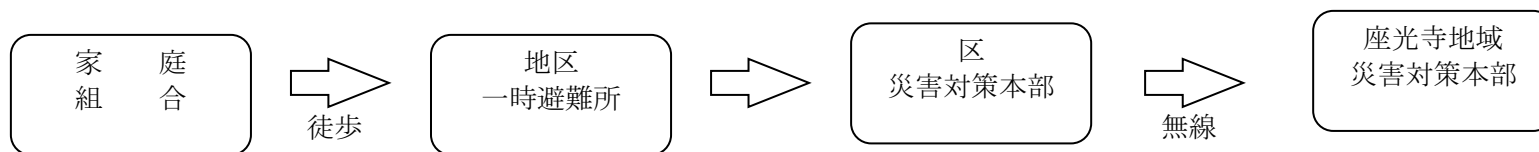
3 任 務

(1) 情報の収集と伝達

1) 飯田市災害対策本部からの情報を地域住民に伝達



2) 地域内の情報と取りまとめと飯田市災害対策本部への伝達



①地域内情報の取りまとめと対応

ア) 収集する情報

- a 一時避難所への集合人数 (他地区への応援等に対応できる人数)
- b 安否情報
- c 被災情報 (火災、負傷者、要救助者、要避難者、建物・道路・上下水道・電気設備の破損等)

イ) 収集した情報への対応

- a 要救助・要応援情報への対応
 - ・区災害対策本部を經由して、応援可能な区の災害対策本部へ応援要請の指示をする。
 - ・重機、医療経験者の応援要請に対しては、座光寺地域災害対策本部へ集合している支援者へ応援を要請し現場へ派遣する。

- b 通行危険箇所への対応
 - ・座光寺地域災害対策本部長が、避難誘導班長(生活安全副委員長)へ対応を指示する。

- c 要避難者への対応(避難所の設置運営) <飯田市長から指示を受けて>
 - ・座光寺地域災害対策本部長が、避難所設置班長(健康福祉委員長)へ指示する。
 - ・避難所設置班長は設置マニュアルに基づき避難所を開設、設置、運営する。
 - ・座光寺地域災害対策本部長が、衛生清掃班長(環境衛生委員長)へ簡易トイレの設置、維持及び廃棄物等の衛生管理を指示する。
 - ・座光寺地域災害対策本部長が、救護生活班長(赤十字奉仕団分団長)へ炊き出しを指示する。

②飯田市災害対策本部への伝達

ア) その都度飯田市災害対策本部へ伝達する情報

- ・人命に関わる緊急情報
- ・幹線道路、橋梁の損壊
- ・上下水道管の破損
- ・電線・通信線の切断

イ) 飯田市災害対策本部からの指示により伝達する内容

- ・被災情報全般

避難所設置運営マニュアル

指定避難所／座光寺小学校

項 目	行 動 内 容	担当者等
地震警戒宣言発令	防災行政無線により広報	飯田市災害対策本部
避難所開設指示	座光寺地域対策本部設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所開設指示 ・ 地区拠点班（飯田市職員）に連絡 	座光寺地域対策本部 救護所 （自治振興センター）22-1401 地域対策本部→避難所設置班長(健康福祉委員長)
避難施設を選定、施設管理者に開設の指示伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所施設を選定し、開設該当施設管理者に無線又は電話で指示を伝える。 ・ 又は、該当施設へ出向いて、施設管理者に開設の指示を伝える。 	地域災害対策本部員 避難所設置正副班長(健康福祉委員会正副委員長) 地区拠点班（市職員）
避難所設置準備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正副委員長・地区拠点班は、防災倉庫から、避難所表示看板、受付表示、受付簿ほか避難所開設準備品を持ち、該当施設へ向かう。 ・ 正副班長のうち1名は本部へ残る。該当施設が複数の場合、分かれて行く。 ・ 正副班長は支部長に支部長は部員に開設準備協力を要請 	【指定避難所】 座光寺小学校(22-1404) 夜間(体育館の鍵) 公民館宿直室 【応急避難所】 麻績の館（鍵は公民館宿直室） 座光寺保育園（22-1147）夜間 エス・バード（52-1613）夜間 中河原集会所（2区災害対策本部） 恒川清水会所（3区災害対策本部） 万才会所（4区災害対策本部） 原宮崎会所（5区災害対策本部） 児童センター（53-2530）夜間

項 目	行 動 内 容	担当者等
目視による安全確認、開錠	・施設の鍵を保管者から借り受け、施設の安全を確認後、鍵を開ける。	正副班長・施設管理者
避難所開設準備	・レイアウトにより、場所の表示、各部屋の表示、受付を設置、避難受付簿を置く。	正副班長・支部長・班員
避難所看板設置	・避難所表示看板を掲げる。	正副班長
避難者の受入れ	・避難者名簿(世帯単位)へ記入してもらう。	福祉事業正副部長
	・救護が必要な方の氏名と様態を聞き、応急措置後、一時診療所(須田医院又は小坂クリニック)へ搬送する。	健康推進正副部長
	・一般の避難者を一時待機所へ案内する。	班員
	・病弱者・身障者・乳幼児等の部屋と一般の部屋の選択を、家族・近隣で相談してもらう。	正副班長
	・相談終了者を各部屋へ誘導する。	班員
避難者受入れ状況の報告	・避難者受入れ状況について、人数・対応を報告する。	正副班長
避難所運営委員会の設置		

(20.8.11 作成、21.11 改正、23.5 改正、29.5 改正、30.5 改正、2019.5 改正)

防災倉庫配置・備品備蓄計画

1 防災倉庫配置計画

座光寺地域災害対策本部

- 地域災害対策本部 座光寺公民館大会議室
(22-1401)
- 防災倉庫
座光寺公民館大会議室横
(鍵は、自治振興センター又は、公民館宿直室)

座光寺地域指定避難施設

- 避難施設 座光寺小学校 (22-1404)
- 防災倉庫
座光寺地域防災倉庫 (保育園となり)
座光寺地域防災倉庫 (小学校)
飯田市防災備蓄倉庫 (小学校)

区	区災害対策本部	防災倉庫
1	宮の前会所	自治振興センター前駐車場
2	中河原会所	中河原会所
3	恒川清水会所	消防団高岡班詰所
4	万才会所	万才会所
5	原宮崎会所	原宮崎会所

座光寺地域応急避難施設

- 麻績の館
- 座光寺保育園
- エス・バード
- 児童センター
- 中河原会所
- 恒川清水会所
- 万才会所
- 原宮崎会所

※応急避難施設は、指定避難施設 (小学校体育館) だけでは収容できない場合に応急的に利用する施設。

2 防災備品備蓄計画

(1) 座光寺地域災害対策本部、指定避難施設

区分	配備備品 (現有=○印 要配備=☆)
災害対策本部 公民館西倉庫 (センター保管)	<p>[情報収集・管理用備品]</p> <p>○白版・マグネット(4) ○紙・筆記用具 ○テレビ(1) ○ラジオ(1) ○予備乾電池 ○パソコン(1) ○本部情報収集機器整備(無線 LAN 他) ○簡易無線機(14)</p> <p>[非常電源用備品]</p> <p>○バルーン投光器(5) ○投光器(3) ○発電機(2) ○コードリール(4) ○非常用発電機(1) ○燃料 ○卓上蛍光灯(4)</p> <p>[その他備品]</p> <p>○収納用倉庫 ○救急箱 ○ヘルメット(7) ○表示灯 ○腕章 ○メガホン(4) ○チェーンソー(1) ○垂れ幕(災害対策本部、避難所) ○ワイヤレスメガホン(1)</p>
防災倉庫 (保育園隣)	<p>[避難所開設・受付備品]</p> <p>○一式(センターに保管)</p> <p>[居住用備品]</p> <p>○簡易トイレ(4) ○便袋(300) ○トイレットペーパー</p> <p>[給食用備品]</p> <p>○炊飯器・大(1) ○ガスボンベ 5kg(4) ○ガスボンベ 2kg(2) ☆浄水器(1)</p> <p>[情報伝達用備品]</p> <p>○メガホン(4) ○白版・マグネット(4) ○紙・筆記用具</p> <p>[非常電源用備品]</p> <p>○投光器(7) ○発電機(3) ○燃料</p> <p>[その他]</p> <p>○金属バケツ(3) ○スコップ(10) ○テント(4) ○大バール(10) ○金テコ(2) ○トラロープ(1) ○防災訓練用プラカード ○土嚢(1, 200) ○リヤカー ○防水シート</p>
防災倉庫 (小学校)	<p>[居住用備品]</p> <p>○パーテーション(6畳×6室)(3)、毛布(45)、敷きマット、ロールマット(5)、ブルーシート(10)</p>
飯田市防災備蓄 倉庫(小学校)	<p>[飯田市管理]</p> <p>○一式</p>

(2) 各区災害対策本部及び各地区一時避難所

各区災害対策本部	各地区一時避難所(地区により差があるため主なもの)
<p>○防災倉庫(1)</p> <p>[情報収集・伝達用備品]</p> <p>○簡易無線機(1) ※2区のみ2基配備、計6基</p> <p>○ハンドマイク(1)</p> <p>[救助・救出用備品]</p> <p>○ジャッキ(1) ○大ハンマー(1) ○大バール(3)</p> <p>○チェーンソー(燃料とも)(1) ○片ツル(1)</p> <p>○救急セット(1) ○ボルトクリッパー(1) ○一輪車(1)</p> <p>○発電機(1) ○ラジオ(1)</p>	<p>○一時避難所看板</p> <p>○ハンドマイク</p> <p>○救急セット</p> <p>○担架</p> <p>○三角巾</p> <p>○ロープ</p> <p>○バール</p> <p>○ヘルメット</p> <p>○防水シート</p>

(3) 関係団体

団体名	配備備品 (現有=○印 要配備=☆)
赤十字奉仕団	<p>○5升炊きガス炊飯器(5) [公民館(2) 防災倉庫下(2) 万才会所(1)]</p> <p>○ガスボンベ(6) [防災倉庫上 5kg(4) 2kg(2)]</p> <p>○鍋・大(2) 防災倉庫下 ○鍋(密閉容器テーパー付)(2) [公民館]</p> <p>○二重巻きコンロ(2) 防災倉庫上</p>
消防団	<p>○トランシーバー ○表示灯(4) ○投光器(2) ○発電機(2) ○担架(3)</p> <p>○リヤカー(1) ○5升炊きガス炊飯器(1) ○ガスボンベ(1)</p>

防災訓練計画

< 現 状 >

[9月防災訓練]

- 座光寺地域災害対策本部設置訓練
- 各区災害対策本部設置訓練
- 避難訓練及び安否確認・情報伝達訓練
- 避難誘導訓練
- シェイクアウト訓練

全体訓練

(各区が当番で訓練内容を企画立案・実施)

- 救急法訓練(AEDの取扱いと心肺蘇生法)
- 消火訓練
消火器取扱訓練 (SSによる放水訓練)
- 炊き出し訓練
- 防災備品等の展示
- 避難所設置訓練

<見直し案／平成 22 年度～>

[意識啓発訓練]

各地区・組合等で実施する訓練

寄合等での日常的な意見交換

組合単位での安否確認訓練の実施

小規模単位での出前講座の実施
特に家具転倒防止、耐震診断

防災資機材の定期点検の実施

座光寺地域全体で実施する訓練

地震体験車の活用

救急普及啓発広報車の活用

意識啓発イベントの実施
例／防災運動会、煙体験

[9月防災訓練 / 地震災害発生時 対応訓練]

避難訓練及び安否確認・情報伝達訓練

本部機能訓練

- ・ 実際の災害を想定した情報収集、選別、対応を訓練する。
- ・ 重機所有者等との連携について訓練する。

全体訓練

地域防災計画に沿った重点課題を選定し、当番区が具体的内容を立案・実施する。

豪雨災害対策編の構成

目標

豪雨災害発生時の座光寺地域住民の安全を確保する。

被害 想定

<重点課題>

大雨洪水警報発令時の対応

土砂災害警戒情報発令時の対応

災害情報の収集と対応

日ごろの心構え

<重点実施項目>

警戒態勢の確立

避難準備情報(自主避難)の受理・伝達

災害対策本部の開設と対応

避難所の設置・運営

情報の収集と伝達

地域による災害対応

防災ハザードマップの活用

要援護者支援体制の確立

水防倉庫・備品の整備・点検

水防訓練の実施

ひ門の管理

計 画 の 骨 格

行動計画（豪雨災害対策編）

豪雨災害発生時に地域住民の安全を確保するための方針・課題等を明らかにする。
この行動計画は毎年見直しを行い、重点的に実施する項目を明らかにする。

重点項目名	方針(◎)及び取組みの現状(○)	今後の課題(●) ☆印は令和3年度重点実施項目
大雨洪水警報発令時の対応		
警戒態勢の確立	◎豪雨災害の発生に備え、警戒態勢を整える。 ○飯田市からの指示を受け、座光寺地区拠点班(飯田市職員)が警戒態勢をとる。 ○警戒態勢をとったことを自主防災会長へ報告し、災害発生時に災害対策本部が設置できるよう依頼する。	☆座光寺地区拠点班(飯田市職員)名簿の見直し、整備
土砂災害警戒情報発令時の対応		
避難準備情報(自主避難)の受理・伝達	◎飯田市から警戒レベル3〔高齢者等避難〕情報を受け、対象者への的確に伝達する。 ○対象者名簿の整備 ○連絡方法の徹底	☆対象者への連絡(年一回)
災害対策本部の開設と対応	◎災害に対応できる本部体制を整える。 ○避難準備情報発令時に自主防災連絡協議会三役へ連絡し、自治振興センターへ集合 ○自主防災会長の判断により、座光寺地域災害対策本部を設置	
避難所の設置・運営	◎避難勧告者等が避難できる避難所を設置・運営する。 ○座光寺公民館に避難所を開設	・情報機器の配備 ・炊出しへの対応(救護生活班)

災害情報の収集と対応		
情報の収集と伝達	◎災害情報を収集し、的確に処理する。	
地域による災害対応	◎通行規制、緊急箇所の対応など、地域で対応可能な災害へ対応する。	●重機所有者との連携
日ごろの心構え		
防災ハザードマップの活用	◎防災ハザードマップを活用できるようにする。 ○H20 防災ハザードマップを作成し全世帯へ配布 ○R1.3 防災ハザードマップの更新 ○R2.4 防災ハザードマップの配布 ○R2 区・地区単位で防災ハザードマップ説明会の開催	☆各家庭での備付け確認 ☆学習会の実施
要援護者支援体制の確立	◎要援護者が安心・安全に避難できるようにする。 ○H19 要援護者支援リスト作成 ○H20 災害時助けあいマップ作成、防災訓練活用	☆継続的見直しによる情報の共有と見直体制の確立
水防倉庫・備品の整備・点検	◎豪雨災害発生時に必要な備品を配備する。 ○河川巡視実施時に上郷の水防倉庫(国施設)を確認している。 ○地域内に水防倉庫2カ所(飯田市管理)	●水防倉庫の備品確認
水防訓練の実施	◎豪雨災害発生時に地域及び住民が的確な行動を取れるようにする。 ○消防団が水防訓練を実施している。	
ひ門の管理	◎出水時等に適切にひ門を操作できるようにする。 ○座光寺地区連絡員 自治振興センター所長 欠野沢川管理 榎原秀三 ○年一回、操作に関する訓練を実施。 ○管理員が定期的に管理している。	